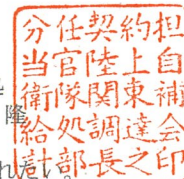


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加され

1 入札事項

| | | | | | | | |
|----------------|-----|------------------|-----------|---------------|-----|----------------|-----|
| 契約実施計画番号 | | 調 達 要 求 番 号 | | 物 品 番 号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 3PQL1Q200010 | | 3PU51A00001 0001 | | | | EAPBC-Z000016G | |
| 品名 または 件名 | | | | | | | |
| 屋外タンク貯蔵所清掃点検役務 | | | | | | | |
| 部品番号 または 規格 | | | | | | | |
| 仕様書のとおり | | | | | | | |
| 使 用 器 材 名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 数 量 | 単 位 | 銘 柄 | 使 用 期 限 等 | グ ル ー プ | 指 定 | 検 査 | 包 装 |
| 1.00 | ST | | | | | | |
| 納地または工事場所 | | | | 引 渡 場 所 | | | |
| 関東処 朝日燃支 | | | | | | | |
| 搬入場所 | | | | 納 期 または 工 期 | | | |
| | | | | 令和5年10月31日(火) | | | |

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページに掲示(掲載)する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和5年7月5日(水)10時00分 関東補給処A2多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ先

調達会計部契約課契約班 有住

(電話029-842-1211 内線 2236)

仕様書に関する問い合わせ先

関東補給処朝日燃料支処 梅田

(電話029-842-1211 内線 3504)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は、除く。）

10 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、要求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。また、入札書が届いたかの確認をすること。

11 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年7月12日（水）10時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、要求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。また、入札書が届いたかの確認をすること。

12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

13 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

14 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|-----------------|----------------|--------------|
| 物品番号 | | 仕 様 書 番 号 |
| 屋外タンク貯蔵所の清掃点検役務 | EAPBC-Z000016G | |
| | 作 成 | 平成27年 6月10日 |
| | 変 更 | 令和 5年 6月 2日 |
| | 作成部隊等名 | 関東補給処 朝日燃料支処 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処朝日燃料支処において実施する屋外タンク貯蔵所の清掃及び内部開放点検の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

屋外タンク貯蔵所

消防法に規定された屋外タンク貯蔵所とする。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

消防法（昭和23年 法律第186号）

危険物の規制に関する政令（昭和34年 政令第306号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年 総理府令第55号）

屋外タンク貯蔵所の地震対策について（昭和54年12月25日 消防危第169号）

連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について（平成15年3月28日 消防危第27号）

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和52年3月30日 消防危第56号）

製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月28日 消防危第48号）

屋外タンク貯蔵所の不等沈下の点検方法に係る運用について（平成8年2月13日 消防危第28号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）

危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年 自治省告示第99号）

d) 関連文書

入札及び契約心得 陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、次による。

- a) 整備は、“消防法”，“危険物の規制に関する政令”，“危険物の規制に関する規則”に基づき、有資格者が適正に実施し、事故発生の未然防止に務める。
- b) 整備によって発生した産業廃棄物の処理は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”第14条の4第1項・6項の規定による許可を受けた業者が、適切に搬出し、処分を行う。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2のf)に示す“点検”とする。

2.3 屋外タンク貯蔵所の規格および数量等

屋外タンク貯蔵所の規格および数量等は調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備の作業方式

作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3a)に示す“標準作業方式”によるものとし、標準作業は、表1による。

表1-標準作業表

| 番号 | 工程名 | 整備内容 |
|----|------------|---|
| 1 | 入場点検(事前点検) | 整備対象品の外観の目視点検を実施する。 |
| 2 | 貯蔵品の移送 | タンク内の貯蔵品をフィリングスタンドから他の容器へ移送し、一時保管する。移送先の保管容器は、調達要領指定書で指定する場合を除き、契約の相手方(以下、“請負者”という。)が負担し、準備する。 その際、移送に関する消防署等への届出等も請負者が行う。 |
| 3 | 清掃 | a) 隧道内のマンホールを開放し、タンク内のスラッジ等を除去する。 b) 洗浄水にて付着物を除去し、ウェス拭きにて入念に行う。 c) アトモスバルブは、清掃し、機能点検を行う。 d) 軽微な不具合の調整等は請負者の負担で行う。 |
| 4 | 点検 | 2.5による。 |
| 5 | 原状回復 | 2.6による。 |
| 6 | 貯蔵品の再送 | 一時保管した貯蔵品をタンク内へと再送する。 |
| 7 | 廃棄物の処理 | 2.1による。 |

2.5 点検

2.5.1 内部開放点検

内部開放点検は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、以下の項目を行う。

a) タンク底部の板厚

- 1) 点検方法 目視点検並びに定点板厚測定法または連続板厚測定法による。
- 2) 点検要領

2.1) 定点板厚測定法

「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日消防危第169号）による。

2.2) 連続板厚測定法

「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について」（平成15年3月28日消防危第27号）による。

b) タンク底部（底板と側板）溶接部

1) 点検方法

目視点検並びに磁粉探傷試験または浸透探傷試験による。

2) 点検要領

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日消防危第56号）による。

c) その他の点検

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月28日消防危第48号）による。

2.5.2 官側の点検

原状回復前に、タンク内部を乾燥させた状態で官側によるタンク内部の点検を受ける。その際、請負者はタンク底部及び側板の腐食・孔食箇所、形状不良箇所、コーティング剥離箇所について現地を示す。それ以外については、2.10による。

2.6 原状回復

2.8 部品・副資材で指定した部品を交換し、官側の点検終了後、原状回復を行う。

2.7 使用器材等

整備に使用する器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、請負者が準備する。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9によるものとし、請負者が準備する。

2.9 整備実施場所

整備実施場所は、陸上自衛隊朝日分屯地（茨城県稲敷郡阿見町うずら野3-47）とする。

2.10 整備作業の中止

整備作業の中止については、GLT-CG-Z500002の2.14による。また、内部開放点検等において異常を確認した場合は、契約担当官等(以下、“担当官”という。)に報告する。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、“危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示”によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002の3.2による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2-提出書類

| 番号 | 書類名 | 部数 | 提出先 | 提出時期 | 注記 |
|--|----------------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------|
| 1 | 工程表 | 各4部 | 関東補給処 朝日燃料支処 | 作業開始前までに、 | 様式随意 |
| 2 | 施工写真帳(作業前・後) ^{a)} | | | 作業完了後、速やかに | 様式随意 |
| 3 | 作業記録表(役務完了調書) | | | 各日の作業終了後 | 様式を図1に示す。 |
| 4 | 点検(試験)成績書 ^{c)} | 各1部 | 関東補給処 朝日燃料支処 | 点検終了後、速やかに | 様式随意 |
| 5 | マニフェスト(写) | | | 点検終了後、速やかに | 様式随意 |
| 6 | 不具合状況確認報告 | | | 点検時に確認した場合、速やかに | 様式随意 |
| <p>注</p> <p>a) 施工写真帳の作成及び撮影場所などについては、事前に監督官の指示を受ける。</p> <p>b) タンク底部の板厚、タンク底部溶接部及びその他の点検を含む。</p> <p>c) タンク底部の板厚及びタンク底部溶接部の点検結果は点検箇所等が判るよう図を添付する。その他の点検の様式は、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月28日 消防危第48号)別記4-1による。</p> | | | | | |

4.2 安全管理

整備作業実施については、安全管理に万全を期すものとし、必要に応じて危険防止のための措置を講ずる。

4.3 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

なお、請負者は、この契約の履行にあたり、直接又は間接的に知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。

4.4 官側の支援

官側の支援については、次によるほか、GLT-CG-Z500002の7.3による。

- 貯蔵品の移送作業時のフィリングスタンド等における入出庫作業要員の支援
- その他契約履行に必要と認めた事項
- 電気、水道、ガス、燃料等は調達要領指定書によって指定する場合を除き請負者の負担とする。

4.5 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、役務完了から1年とする。

4.6 官側の施設などへの立入

請負者の当該分屯地（施設等を含む。）などへの立入りについては、それぞれ立入許可権者の定める要領による。

4.7 その他

その他は、次による。

- a) 請負者は、役務で発生した梱包材及び産業廃棄物等を適正に処分する。
- b) 請負者は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供する。
- c) この仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、担当官の指示を受ける。

図1—作業記録表(役務完了調書)の様式

| 作業記録表(役務完了調書) | | | | |
|---------------|-------------|-----|------|----------|
| 実施月日 | 令和 年 月 日 曜日 | 監督官 | 検査官 | |
| 契約業者名 | | | | |
| 実施場所 | | | | |
| 派遣員の区分 | | | | |
| 派遣員の種類 | | | | |
| 作業内容 | | | | |
| 作業細部 | 実施時刻 | 工数 | 実施者名 | 必要事項又は所見 |
| | | | | |

注記1 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。

注記2 直接工員は必ず工数を記入し、監督官の確認を受ける。

注記3 今後参考となる事項、派遣員の所見等は可能な限り詳細に記入する。

注記4 本表の作成は、技術員、直接工員それぞれ別様に作成する。

注記5 本表の提出部数は4部とする。

注記6 検査官は、検査完了後、役務等検査調書に本表を添付し割り印のうえ、契約担当官へ2部、要求元へ2部、提出する。

注記7 用紙の規格は、J I S P 0 1 3 8のA4とする。

| | | |
|---------------|----------------|-------------|
| 調 達 要 領 指 定 書 | 発 簡 番 号 | |
| | 調 達 要 求 番 号 | 3PU51A00001 |
| | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和5年6月2日 |
| | 作 成 部 隊 | 関東補給処朝日燃料支処 |
| | 作 成 年 月 日 | 令和5年6月2日 |
| 品 名 | 屋外タンク貯蔵所清掃点検役務 | |
| 仕 様 書 番 号 | EAPBC-Z000016G | |

仕様書の各指定事項について、以下のとおりとする。

指定事項

2.3 屋外タンク貯蔵所の規格及び数量等

(1) 規格

| | | |
|---|-------|---------------|
| a | 容 積 | 555kl |
| b | 内 径 | 14000mm |
| c | 高 さ | 4500mm |
| d | 胴 板 厚 | 4.5mm |
| e | 底 板 厚 | 6.0mm |
| f | 材 質 | SS400 |
| g | 貯蔵油類 | 航空タービン燃料 JP-4 |

(2) 数量 : 2基

2.5.1 内部開放点検

点検方法は目視点検のみとする。

2.8 部品・副資材

| | 品 名 | 規 格 | 材 質 | 数 量 | 備 考 |
|---|---------|-------------|---------|-----|--------|
| 1 | ボルト・ナット | M20×55 | SUS304 | 64 | |
| 2 | パッキン | t3×610/φ745 | ノンアスベスト | 2 | 耐油性 |
| 3 | アースボンド | I,V38×150 | Cu | 4 | M20端子付 |

入札書

金額 円

| 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|--------------------|--------------|---------|------------|----|----|
| 屋外タンク貯蔵所清掃点 検役務 | 仕様書のとおり | ST | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 合計 | |
| 納入場所 | 関東補給処 朝日燃料支処 | 納期 | 令和5年10月31日 | | |
| 入札保証金 | 免除 | 入札書有効期間 | | | |

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年7月5日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。